

養育要件	申請の要否	
	住民税（均等割）非課税者	家計急変者
(1)令和4年4月分の児童手当受給者（公務員の方以外）	不要	必要
(2)令和4年4月分の児童手当受給者（公務員の方）	必要	必要
(3)令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者	不要	必要
(4)令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方（転入を理由とする認定は除く）	不要	必要
(5)令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方（公務員の方）	必要	必要
(6)令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の特別児童扶養手当の受給資格または額改定の認定を受けた方（転入を理由とする認定は除く）	不要	必要
(7)上記(1)～(6)のいずれにも該当しない方で、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方または令和4年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することとなった方 ※主に高校生（の年齢）の児童のみを養育されている方が当てはまります	必要	必要